

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 1 月 30 日 (金) 第3080号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 肥料の登録 (食の安全推進課取扱い) 1
- 県営土地改良事業の計画の変更 (4件) (農地整備課取扱い) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 3
- 証紙販売人の指定 (会計課取扱い) 3

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (商工政策課取扱い) 3

告 示

鹿児島県告示第65号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
平成27年 1 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1313号	平成27年1月20日	平成33年1月19日	肉骨粉	牛肉骨粉(2号)	窒素全量 7.0 りん酸全量13.5	その他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社鹿児島油脂工業	日置市伊集院町寺脇87番地

鹿児島県告示第66号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（通作・一般）（旧：一般農道整備）（農道整備）小湊地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 1 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年 2 月 2 日から同年 3 月 2 日まで
- 3 縦覧場所
奄美市名瀬総合支所農林振興課

鹿児島県告示第67号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（通作・基幹）（旧：農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）（農道整備）役勝地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年1月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年2月2日から同年3月2日まで
- 3 縦覧場所
奄美市住用総合支所産業建設課

鹿児島県告示第68号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（土層改良）大美地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年1月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年2月2日から同年3月2日まで
- 3 縦覧場所
龍郷町役場地域整備課

鹿児島県告示第69号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地環境整備（農業用排水施設整備及び農用地保全）石良地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年1月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年2月2日から同年3月2日まで
- 3 縦覧場所
宇検村役場建設経済課

鹿児島県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年1月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 1 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡大和村大字大金久字里186番1地先から同村大字大金久字前田295番2地先まで	前後	8.7~12.4 8.7~12.4	62.6 62.6
	長島宮之浦港線	出水郡長島町鷹巣字馬場ノ下1633番2地先から同町鷹巣字丸尾1877番3地先まで	前後	10.2~32.4 10.2~32.4	540.0 540.0
	喜界島循環線	大島郡喜界町大字荒木字中当原1048番1地先から同町大字荒木字南山1238番9地先まで	前後	7.0~39.8 13.1~37.0 13.1~37.0	1,350.7 832.5 832.5

鹿児島県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年1月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 1 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡大和村大字大金久字里186番1地先から同村大字大金久字前田295番2地先まで	平成27年 1月30日
	喜界島循環線	大島郡喜界町大字荒木字和早地1056番1地先から同町大字荒木字南山1238番9地先まで	

鹿児島県告示第72号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第5条の規定により、収入証紙販売人を次のとおり指定した。

平成27年 1 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名称	住所	販売所の所在地	指定年月日
いちき串木野市身体障害者協会 会長 松原要	いちき串木野市大里 4005番地6	いちき串木野市昭和通 133番地1 いちき串木野市役所内	平成27年1月13日

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成27年1月30日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べ

る理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成27年1月30日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成27年1月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
串木野ショッピングプラザ
いちき串木野市東塩田町1番地 外16筆
- 2 変更事項
 - (1) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 変更前 荷さばき施設1 A棟南側 180平方メートル
 - イ 変更後 荷さばき施設1 A棟南側 180平方メートル
荷さばき施設2 A棟東側 32平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前 開店時刻 午前9時30分
閉店時刻 午後9時
 - イ 変更後 24時間営業
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前9時から午後9時30分まで
 - イ 変更後 24時間
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ア 変更前 荷さばき施設1 午前6時から午後10時まで
 - イ 変更後 荷さばき施設1 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設2 午後10時から翌日の午前8時まで
- 3 変更の年月日
 - (1) 2の(1) 平成27年9月21日
 - (2) 2の(2)、(3)及び(4) 平成27年1月21日
- 4 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等及び住所
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
中馬浩
いちき串木野市上名2773番地1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ニシムタ 代表取締役 西牟田敏明
鹿児島市与次郎一丁目10番1号
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,054平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - 第1駐車場 建物東側 24台
 - 第2駐車場 A棟3階 95台
 - 第3駐車場 A棟4階 54台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - 第1駐輪場 A棟北側 8台
 - 第2駐輪場 A棟西側 8台
 - (3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - 廃棄物等保管施設1 A棟内南側 25立方メートル
 - 廃棄物等保管施設2 A棟南側 4立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

第 1 駐車場 出口 1 箇所 建物敷地東側
 入口 1 箇所 建物敷地東側
 出入口 1 箇所 建物敷地南側
第 2 駐車場 出口 1 箇所 建物敷地西側

8 届出年月日
平成27年 1 月 20 日